

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 秋田県秋田市新屋島木町1番82-2号

氏名 豊興産株式会社  
代表取締役 石黒 慎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 穂積 志



許可の年月日 平成30年12月5日

許可の有効年月日 令和7年12月4日

1. 事業の範囲  
(裏面別表1のとおり)

2. 事業の用に供するすべての施設  
(裏面別表2のとおり)

3. 許可の条件  
(裏面別表1のとおり)

4. 許可の更新又は変更の状況

更新許可年月日:平成10年11月24日

変更許可年月日:平成11年11月10日

許可証書換年月日:平成15年3月5日

更新許可年月日:平成15年12月5日

更新許可年月日:平成20年12月5日

更新許可年月日:平成25年12月5日

許可証書換年月日:平成29年10月1日

中間処理(天日乾燥)を追加  
事業の一部廃止による許可証書換え

水銀使用製品産業廃棄物等の記載内容追加による許可証書換え

本店所在地の変更による許可証書換え

許可証書換年月日:平成29年10月17日

更新許可年月日:平成30年12月5日

許可証書換年月日:令和元年12月11日

許可証書換年月日:令和5年1月27日

代表者の変更による許可証書換え

事業の一部廃止による許可証書換え

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(別表 1)

種類	施設の区分	中間処理 (天日乾燥)	
		取扱	特記事項
燃え殻		×	
汚泥		○	
廃油		×	
廃酸		×	
廃アルカリ		×	
廃プラスチック類		×	
紙くず		×	
木くず		×	
繊維くず		×	
動植物性残さ		×	
動物系固形不要物		×	
ゴムくず		×	
金属くず		×	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず*		×	
鋳さい		×	
がれき類		×	
動物のふん尿		×	
動物の死体		×	
ばいじん		×	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物		×	
自動車等破砕物		×	
石綿含有産業廃棄物		×	
水銀使用製品産業廃棄物		×	
水銀含有ばいじん等		×	

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

[備考]・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。  
 ・\*コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。

(別表 2)

施設の種類	設置場所	設置年月日	能力 (処理能力又は埋立面積・埋立容量等)	許可年月 (又は設置届出年月日)	許可番号	備考
天日乾燥施設	秋田県秋田市新屋町 字関町後232番地1	平成11年9月28日	15.49m <sup>3</sup> /日	許可対象外	—	